

平野区保健福祉センターにおける保健関係窓口業務等会計年度任用職員要綱

制定 令和2年4月1日

最近改正 令和3年12月1日

(目的)

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき委嘱される平野区保健福祉センターにおける保健関係窓口業務等会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(任用及び採用選考)

第2条 会計年度任用職員の選考は、次の内容を総合的に勘案して行う。

（1）筆記（論文）試験

（2）口述（面接）試験

2 その他、採用選考に必要な事項は、「平野区保健福祉センターにおける保健関係窓口業務等会計年度任用職員募集要項」で定める。

(再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(業務内容)

第4条 会計年度任用職員は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）窓口対応業務

（2）業務端末・パソコン入力事務

（3）電話応対業務

(勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 勤務日数

1日7時間30分の勤務時間で週4日勤務、もしくは1日6時間の勤務時間で週5日勤務

(2) 勤務時間

週4日勤務は、午前9時00分～午後5時15分もしくは午前9時15分～午後5時30分

週5日勤務は、午前9時00分～午後3時45分

(3) 休憩時間は前号に掲げる勤務時間の内45分間とする。

(その他)

第6条 その他必要な事項は、平野区長が定める。

附則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

別添1、別添2は廃案とする。